第七条第一項中「者は」の下に「、基本理念にのつとり」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「住民は、」の下に「基本理念にのつとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の」を、「ともに、」の下に「防災訓練その他の」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、基本理念にのつとり、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

第八条第二項第十二号中「第八十六条の二第一項」を「第八十六条の八第一項」に改め、「協定」の下に「並びに民間の団体の協力の確保に関する協定」を加え、同項中第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、同項第十六号中「情報提供」の下に「及び被災者からの相談」を加え、同号を同項第十七号とし、同項第十五号を同項第十六号とし、同項第十四号中「乳幼児等」を「乳幼児その他の」に改め、「要する者」の下に「（以下「要配慮者」という。）」を加え、同号を同項第十五号とし、同項第十三号の次に次の一号を加える。

十四　被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護に関する事項

第八条第三項を削る。

第二十三条の二第三項中「市町村の職員」の下に「又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員」を加える。

第四十六条第一項第五号中「実施」の下に「及び民間の団体の協力の確保」を加える。

第四章中第四十九条の二の次に次の一条を加える。

（物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置）

第四十九条の三　災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し物資供給事業者等（災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者その他災害応急対策又は災害復旧に関する活動を行う民間の団体をいう。以下この条において同じ。）の協力を得ることを必要とする事態に備え、協定の締結その他円滑に物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第五十条第二項中「ところにより」の下に「、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して」を加える。

第五十一条第一項中「この条及び第五十八条において」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（国民に対する周知）

第五十一条の二　内閣総理大臣は、非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難のため緊急の必要があると認めるときは、法令又は防災計画の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、国民に対し周知させる措置をとらなければならない。

第五十三条中第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7　都道府県の区域内に災害が発生した場合において、当該災害の発生により当該都道府県が第二項の規定による報告を行うことができなくなつたときは、指定行政機関の長は、その所掌事務に係る災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。

第五十六条中「措置」を「避難のための立退きの準備その他の措置」に改め、同条に次の一項を加える。

2　市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たつては、要配慮者が第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

第五十七条の見出し中「通信設備」を「警報の伝達等のための通信設備」に改め、同条中「ことを」の下に「求め、若しくはインターネットを利用した情報の提供に関する事業活動であつて政令で定めるものを行う者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを」を加える。

第五十八条中「、又は」の下に「消防吏員（当該市町村の職員である者を除く。）」を加える。

第六十条第一項中「その他の者」の下に「（以下「居住者等」という。）」を加え、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「、第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「又は立退き先」を「若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により屋内での待避等の安全確保措置」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下「屋内での待避等の安全確保措置」という。）を指示することができる。

第六十一条第一項中「前条第一項」の下に「又は第三項」を加え、「同項」を「同条第一項」に改め、「規定する避難のための立退き」の下に「若しくは屋内での待避等の安全確保措置」を加え、「居住者、滞在者その他の者」を「居住者等」に改め、「、避難のための立退き」の下に「又は屋内での待避等の安全確保措置」を加え、後段を削り、同条第三項中「前条第三項及び第四項」を「前条第四項及び第五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「立退き」を「立退き又は屋内での待避等の安全確保措置」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前条第二項の規定は、警察官又は海上保安官が前項の規定により避難のための立退きを指示する場合について準用する。

第五章第三節中第六十一条の次に次の二条を加える。

（指定行政機関の長等による助言）

第六十一条の二　市町村長は、第六十条第一項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は同条第三項の規定により屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対し、当該勧告又は指示に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、助言を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をするものとする。

（避難の指示等のための通信設備の優先利用等）

第六十一条の三　第五十七条の規定は、市町村長が第六十条第一項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は同条第三項の規定により屋内での待避等の安全確保措置を指示する場合（同条第六項の規定により都道府県知事が市町村長の事務を代行する場合を含む。）について準用する。

第六十三条に次の一項を加える。

4　第六十一条の二の規定は、第一項の規定により警戒区域を設定しようとする場合について準用する。